

水害避難所等の運営における課題解決に向けた取組状況について

令和元年11月19日の災害対策等特別委員会において報告しました台風第15号及び第19号の災害対応における課題等について、これまでの課題解決に向けた本市の取組状況を報告するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた取組についても併せて報告するものです。

1 配備体制について

令和元年台風第15号及び第19号の災害対応において、今までにない多数の避難者等により、避難所を運営する従事職員の不足等が課題として浮き彫りになったことから、令和2年3月に配備体制を見直し、水害避難所等での人員体制の強化を図りました。

(1) 各指揮本部応援職員の区分創設

避難所開設の長期化を見据え、各指揮本部の2号配備以上から動員対象となる職員を各指揮本部応援職員に位置づけ、災害状況等に応じた招集を行い早期対応や事後対応に充てるなど柔軟な動員を可能としました。

(2) 地区防災拠点本部（市民センター・公民館）応援職員の増員

会計年度任用職員を含め、各地区防災拠点本部に5人程度の増員を図りました。

(3) 各地区防災拠点本部間の応援体制の構築

地域の特性等により、各水害避難所の避難者状況に偏りがみられた場合、人員の派遣が可能な地区防災拠点本部から、不足している地区防災拠点本部へ職員を派遣する応援体制を構築しました。

2 避難行動について

避難情報を発令した際、市民からは、「自分は避難の必要があるのか」、「避難する場所はどこなのか」といった問い合わせ等が多数寄せられた状況や、さらには、新型コロナウイルス感染症対策といった視点も踏まえ、市民に対する平時からの災害に関する情報の事前広報と、災害発生時における情報発信力の強化を図りました。

(1) 市民への事前広報等

ア ホームページ、ツイッターのほか、レディオ湘南等と連携を図り、災害時における適切な避難行動について啓発を行いました。

イ 平時からホームページに避難所一覧を掲載し、要配慮者向け避難スペースやペット同行避難スペースの有無なども含めた避難所情報を発信するとともに、災害時には、避難所の開設状況や混雑状況を適時更新し、市民の避難行動を支援します。

ウ 避難行動要支援者の対象者全員へ自助の大切さや近隣との関係づくりの重要性について、チラシを配布し啓発を図りました。

(2) SNSを活用した情報収集体制の強化

様々なツールを活用し災害時における情報収集体制の充実を図ることを目的に、AI技術を活用した「SNS災害情報収集ツール」を試行的に導入し検証を実施しております。

(3) 要配慮者利用施設の避難体制の強化

水防法や土砂災害防止法の改正にともない、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び市町村への報告や避難訓練の実施が義務となりました。

本市では、計画作成の支援として令和2年2月14日に説明会を開催し、令和2年7月末時点で、対象施設の半数を超える施設から報告がされています。

また、報告がされていない対象施設については、本格化する台風シーズンを迎える前に避難確保計画を作成し報告いただくよう文書により依頼しています。

今後は、より実効性のある避難確保計画とするため、報告された計画を再度精査するとともに、避難訓練の実施促進に向けた取組を検討してまいります。

3 水害避難所について

令和元年台風第15号及び第19号における水害避難所での課題を整理し、施設管理者や避難所従事職員の意見も踏まえ、基本ルールの作成及び運用方法の見直しを図りました。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、新たな避難所の確保等に取り組んでいます。

(1) 水害避難所基本ルールブックの作成

水害避難所での基本的な過ごし方やペット同行避難の受入ルールなどを記載した「水害避難所基本ルールブック」を令和2年6月に作成し、ホームページへの掲載のほか、各市民センター等に配架し周知を行いました。

(2) 新たな水害避難所の確保等

ア 学校施設における教室等の個室スペースの確保

主に体育館を避難スペースとしている公立小中学校などの施設では、避難状況に応じた開放可能な教室等の個室スペースの確保に向け、施設管理者と調整を図っている状況であり、一部の施設ではすでに調整を終え確保ができている状況です。

イ 秋葉台文化体育館を新たに水害避難所に指定（令和2年7月）

避難対象者は、一般の避難者のほか、ペット同行避難や車両による避難を希望する市民とし、収容規模は、一般避難者約500人、ペット同行避難約100組、車両避難約500台分を確保しました。

ウ 市民の家の活用（令和2年7月）

令和元年台風第19号の避難実績から、避難所の増設が特に必要と思わ

れる地域では、災害規模や避難者状況に応じて市民の家を臨時的に水害避難所として開設する体制を構築しており、これは新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所の確保対策としても効果的と考えております。

開設する市民の家は、「片瀬山市民の家」、「片瀬浪合市民の家」、「立石市民の家」の3施設を想定しています。

エ 車両避難が可能な施設の確保

秋葉台文化体育館以外にも、浸水等の危険性が低く、トイレ等の設備環境が整った公共施設や商業施設等においても、調整を進めているところです。

オ 民間宿泊施設等の活用状況

新型コロナウイルス感染症対策として、避難所の密集を回避し、感染リスクの高い避難者の避難先を確保するため、これまで市内の複数のホテル等と協議を進めており、令和2年9月上旬の協定締結を見込んでいます。

活用方法としては、避難所に避難してきた高齢者や障がい者等の要配慮者を対象としており、避難所での滞在が困難又は危険と判断された場合の避難先として活用していきたいと考えております。

(3) 水害避難所等の変更

ア 水害避難所に指定されていた「江の島市民の家」は、土砂災害警戒区域のエリア内に位置することから、指定を解除し、新たに「江の島大師」を令和2年6月に水害避難所として指定しました。

イ 善行地区の避難施設である「やすらぎ荘」の指定を解除し、立地や避難スペース等の面において環境条件が整っている「荳原湘南スポーツセンター」を、令和元年11月に避難施設として新たに指定しました。これにより、約1,000人の避難収容者数の増が見込まれます。

また、やすらぎ荘については、避難生活が長期化した場合などには入浴等の生活を支援する施設として活用します。

4 土のうの提供について

令和元年台風第19号では、市民配布用の土のうが一部の市民センターで不足した際、土のうの補充までに長時間を要したことなどから、令和2年5月、明治地区に立地する藤沢市消防団第11分団器具置場を、土のう集積場所として新たに位置づけ、供給体制の強化を図りました。

5 停電について

令和元年台風第15号では、スポット的な停電状況の把握ができず、また、復旧見通しが不透明であったことから、早期把握、早期復旧に向け、東京電力パワーグリッド（株）と情報収集の連携体制の強化を図りました。

さらに、長期化、大規模化した場合における状況把握や即時対応等を効率的に行うため、東京電力パワーグリッド（株）の職員が災害対策本部事務局に派遣されるなどの連携体制について調整を図りました。

6 業務継続について

災害対応等による人員不足を想定した業務継続については、各部局で継続する業務等を整理した中で、全庁的な応援体制を敷き対応を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症に係る業務継続計画の発動を踏まえ、各部局において継続しなければならない業務等を改めて整理しました。

7 急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域について

急傾斜地崩壊危険区域の対策工事については、神奈川県の実業であることから、未着手地域に対しては早期に対策を講じるよう、また急傾斜地崩壊危険区域のうち、指定されていない区域については、新たに指定されるよう神奈川県に継続的に働きかけております。

また、神奈川県が予定している土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の情報や、近年の崖崩れ事例等を踏まえた土砂災害関連における情報などを提供し、多くの市民が相談できる環境づくりの整備を進めております。

8 支援策について

- (1) 市の多岐にわたる支援制度を一元的に情報提供できるよう、市のホームページに掲載されている各部局の支援制度を集約したページを新たに整備しました。
- (2) 罹災証明書の発行業務について、現地調査を省略できる「自己判定方式」の導入及び事務処理の効率化を図ることにより、発行までの期間を短縮させました。

9 防災協定の締結について

避難所において避難者情報の集約等を効率的に行うため、ノートパソコン等の提供を受ける協定を締結し、避難所運営の円滑化を図りました。

また、令和元年台風第15号及び第19号における屋根等の被害の状況を考慮し、施設等の修理や修繕等の支援協力を内容とする協定を締結し、応急復旧体制の強化を図りました。

さらに、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、間仕切り等のさらなる供給体制の強化が必要となったため、避難所用簡易間仕切りシステム及びハニカム構造の紙製簡易ベッドの供給に関する協定を締結し、避難所の環境改善を図りました。

10 避難所運営体制の確立について

- (1) 備蓄資機材については、プライバシー保護の観点から簡易型テントや仕切り板を整備してきましたが、令和元年台風第15号及び第19号の課題を踏まえ、要配慮者向けにエアーマットの整備を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期することが重要であるため、避難所開設の初動対応に必要な資機材として、パーティションや簡易ベッド、非接触型体温計等の感染症対策資機材購入費を令和

2年7月29日の専決処分による補正予算で対応しました。

なお、避難が中長期化する場合には、自治体や企業等との協定に基づき必要な資機材を要請し、避難所運営の充実を図ります。

- (2) 避難所における感染リスクを低減し、避難者及び避難所の運営に従事する職員等の安全を確保するため、神奈川県が6月に示した「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」を基本とした避難所運営訓練を、令和2年7月3日に実施しました。

その後、訓練の検証結果及び訓練参加者の意見等を反映させた「感染症を踏まえた避難施設等開設運営マニュアル」を作成し、令和2年8月19日にマニュアルに基づいた避難所運営訓練を実施しました。

なお、マニュアルにつきましては、地区防災拠点本部のほか、学校施設等の避難施設運営委員会へ配布し、避難所運営体制の確立を図ります。

以 上

(防災安全部 防災政策課 危機管理課)